

け、淺野川邊藩士の下邸多く延焼す。但し此の時城内は無難なりとあり。右兩度の火災に依つて堂形前諸士邸宅を移轉命ぜられ、火除地とは成りたるならん。金澤町會所留記に載せたる寶永二年五月生駒萬兵衛等連署狀に、本堂形前御用之明屋敷に旅行の牛飼共牛を放ち置く事を指止めさせたるよし見ゆ、十二冊定書に載せたる延享三年十一月山森藤右衛門の言上書に、本堂形前御用明屋敷並に金澤中所々明屋敷へ塵芥を捨て、其の上地形を掘り土を取り、荒地多に相成る由記載す。又改作所舊記に載せたる享保三年正月の書付に、石川郡・河北郡駒帳達御聽候處、天氣次第手寄之所まで駒共牽き寄せ候様被仰出、去々年之通り石川郡分は古堂形、河北郡分は新堂形まで牽き参り候様に可被仰渡とあり。右は馬市に付きて郡方より駒共を牽き來りける故也。是も堂形前は火除地と成りて廣き空地なればなり。又慶國公年譜に、享保十四年四月廿二日千石町御用地之内方々水溜被仰付といへども、鳥付跡も無之に付、大槻傳藏屋敷之内へ掛入れ、水道付け直し、呑水は千石町往還之道際最前之通りに相通し、其の外水溜堀・土取穴等寄々爲埋、

金谷御門之外より才川大橋へ御通行道のため、右御用地之内筋違に道爲付可申旨、若年寄共被仰出といふ事見えたり。されば享保の末頃に至りても、堂形前より千石町松原町・金谷門前へかけ、惣體野原にて人家より遙々隔たりし故に、野中に水溜堀を所々に掘りて水鳥を付かせ、此の地に鷹の羽合せをなし給はんとて、溜堀を命ぜられしと聞ゆ。是等にてそのかみ廣き野原なりし事知られける。御用地とあるは火除地になし置かれけるゆゑなるべし。或人曰く、堂形前は昔は晚景よりは往來人も稀なりし故に、夜中など盜賊に逢ひたる話共多く残れり。是等の事にて再び諸士の居屋敷に成る事に僉議ありて賜はりけん。大槻内藏允が屋敷をはじめ千石町の地邊、享保以後寛保・延享比より追々明地をば諸士の邸地に賜はり、次第に空地狭まりける處、寶曆九年四月十日晚寺町より出火し、南風強く、犀川を越え、十三間町・堅町・片町より堂形前へ焼け通り、城内悉く延焼し、尾張町等より淺野川を越え、戸敷一萬二千餘焼失す。是國初以來の大火也。此の火災に依つて堂形前居住の諸士數名轉地を命ぜられたり。寶曆九年火事記に云ふ。

今般堂形前居住之人持組等居屋敷揚地被仰付人々、三千石前田内藏助・二千石藤田彈正・二千五拾石茨木左太夫・千八拾石兒玉彌平次・九百石平岡善八郎・六百五拾石津田故彌市右衛門・五百石不破忠太夫・四百五拾石不破市左衛門・五百石阿部十左衛門・三百石庄田主税・三百石多胡嘉藤次・二百五拾石山岸源太夫・二百石奥村五左衛門・百五拾石武藤牧太・定番御歩五十俵不破助太夫、以上十五人各屋敷替被仰付、右地面火除地に相成り、同年六月中旬追而替地可被下旨被仰渡とありて、此の時より堂形前悉く明地に相成り、惣體草生ひ茂り、或は桐苗植ゑ付け命ぜられ、廣大なる空地なりしかど、竹澤殿造營に付、文政二年以來小立野の學校を初め、前田内藏助以下再び堂形前へ移轉を命ぜられ、其の後も追々諸士の邸地と成り、稍狭みたる處、廢藩の際學校の後、地を悉く圍ひ内と成し、明治六年縣廳を此の地に建てられし後は空地とも拂下に成り、武士地も悉く町家となし、聊の空地もなく、商家連櫓して今日の体裁と成りたり。

○石浦神社

當社は、往古加賀郡石浦郷七村の氏神にて、石浦山王と稱し、石浦村に鎮座す。舊社地は、今石浦町の裏、右衛門橋下、長町三番町入口淺香・由井の元第地にて、今葛卷氏の邸地に、社跡とて雜木茂りて遺址存在す。抑當社草創以來の來歴、舊記等傳來せざる故に詳かならず。享保十二年に所記撰之石浦長谷觀音緣起に云ふ。行基大德刻十二面尊像。而自齋持於加州石浦。而撰勝區禪梵宮。以天平十一年四月朔日始開眼供養云々。行基亦依郡吏之請作藥師如意輪等佛菩薩之像兼本尊。以勸請山王權現開眼供養而爲地主權現云々。是以合郡官吏寄附禮典號鎮尊。一鄉庶民進奉祭供稱氏神。其後永加修覆。幾百累世以爲郡郷之惣社。于時係天正之兵火而盡燒亡云々。と載せたる山王權現是なり。寛延二年の由來書にも、當社は山王權現惣本地藥師如來・客神大明神本地十一面觀音・市姫宮本地如意輪觀音、右の三尊は往古天平年中より安置し、石浦郷之惣社也と記載す。係天正之兵火而盡燒亡といへるものは、今社藏の慶長十一年八月廿三日石浦七村氏子連署訴狀に、かのえたつの年三月九日に國中一亂引申候。其時てきみだりを